

# 指名停止措置について

## 記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社九電工（所在地 福岡県福岡市）  
に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

平成31年 4月26日

国 土 交 通 省  
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

（問い合わせ先）

新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省 北陸地方整備局

総務部 契約課長 富樫 博人 Tel 025-370-6647 （ダイヤルイン）

総務部 契約管理官 小澤 辰巳 Tel 025-370-6650 （ダイヤルイン）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社九電工	福岡県福岡市南区那の川1-23-35

2. 指名停止措置期間：平成31年 4月26日 ～ 平成31年 6月25日（2ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲：北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者の社員は、福岡県築上町が発注したし尿処理施設建設工事の入札に関し、入札参加条件を厳しくするよう働きかけた上で、事前に入札参加者数や業者名を漏らすよう、同町職員に働きかけたとして、平成31年3月9日に公契約関係競売入札妨害の疑いにより逮捕され、平成31年3月29日に公契約関係競売入札妨害罪で起訴された。  
更に平成31年3月30日、同町町議への贈賄の疑いで再逮捕された。

5. 措置理由

上記4. については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第8号口に該当し、これを準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号）並びに「国土交通省所掌の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条についても該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止措置等の措置要領」 別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
1～7 略	
（公契約関係競売等妨害又は談合） 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係わる工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員	2ヵ月以上12ヵ月以内
ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	1ヵ月以上12ヵ月以内
9～16 略	